

震災に係る雑損控除などの相談はお済みですか?

住宅や家財、自動車などに損害を受けた人は雑損控除などの適用により、22年分にかかるばつて所得税の還付や軽減・免除を受けることができます。

**成長分野等人材育成支援奨励金**

被災者を雇い入れたり、再雇用して職業訓練を行う中小企業事業主に支給します。

◇主な要件:▼災害救助法適用地域(岩手県は全域)に所在

し、3月11日以降7月10日までに離職した人を再雇用し、以前とは異なる仕事や職場環境で就業させるため▼5月1日以前に新たに雇用した被災卒業予定の新規学卒者を雇い入れ、職業訓練を行うこと。

※その他の要件、支給額など詳しくはお問い合わせください。

◎問い合わせ先:ハローワーク一関

②4135

震災により変更されていた23年度個人事業税の納期限が、第1期は10月31日(月)、第2期は24年1月31日(火)になります。納期限までに金融機関または県税センター窓口で納付してください。

◎問い合わせ先:県南広域振興局県税部一関県税センター

②1420

◎問い合わせ先:一関税務署②4205※音声案内に従い0番を選択してください。

◎問い合わせ先:本庁生活環境課②8341または各支所市民課

②4205※音声案内に従い0番を選択してください。

震災により変更されていた23年度個人事業税の納期限が、第1期は10月31日(月)、第2期は24年1月31日(火)になります。納期限までに金融機関または県税センター窓口で納付してください。

◎問い合わせ先:県南広域振興局県税部一関県税センター

②1420

震災により変更されていた23年度個人事業税の納期限が、第1期は10月31日(月)、第2期は24年1月31日(火)になります。納期限までに金融機関または県税センター窓口で納付してください。

◎問い合わせ先:県南広域振興局県税部一関県税センター

②1420

◎相談所設置場所:問い合わせ先:県県土整備部建築住宅課②019(629)5937、県土木部一関土木センター②1418

◎販売品目・価格:①家具(学習机、食器棚、食卓、鏡台など)・100~1万円②大人用自転車・1000円③子供用(収納ボックス、乳幼児用品、小物雑貨など)・100~100円④その他

◎リサイクル再生品を抽選販売します

◎問い合わせ先:本庁財政課管財係

**農家民泊説明会**

小中学生が農家に宿泊して農業や農村の生活を体験する「農家民泊」の受け入れ農家の募集説明会を開催します。

◎問い合わせ先:一関清掃センター②2157

月1日(土)~28日(金)9時~16時※日祝を除く△抽選日時:10月31日(月)10時30分~△申込資格:方々:市内、平泉町に在住の小学生以上で、当選後11月15日(火)までに物品を自ら搬出できる人・直接リサイクルプラザにて(電話申し込み不可)

◎問い合わせ先:一関清掃センター②2157

**なくそう農作業事故**

市では、「農作業 無事故でつなぐ 明るい未来」をスローガンに、11月15日(火)まで秋の農作業安全月間として、農作業事故防止の取り組みを強化しています。秋の農繁期は夕暮れが早く、気持ちの焦りから、事故の危険性が高くなります。作業時には次のことについて注意し、事故のないようにしましょう。

○一人での作業は避け、家族に作業場所と帰宅時刻を告げましょう!

○農機具の点検整備時はエンジン停止!

○家族の誰でもエンジンを停止できるよう、スイッチの場所を覚えておきましょう!

※トラクターなどから落ちる泥土のかたまりは、自転車やバイクの通行の妨げになり危険です。やむを得ず道路を汚した場合は、速やかに清掃しましょう。

○問い合わせ先:本庁農政課②8427または各支所産業経済課

れます(単身赴任などの場合)は、要相談)

②3歳の誕生日まで1万5000円扶養されている18歳以下の子供のみを数えた場合に第3子にあたる場合は1万5000円③中学生は第3子以降も含め一律1万円

前年中の合算合計所得金額が、どの2分の1以下に減少の▼原発事故に伴い、政府の避難指示などの対象となっている場合※他にも所得要件がありますので、お問い合わせください。

②3歳の誕生日まで1万5000円扶養されている18歳以下の子供のみを数えた場合に第3子にあたる場合は1万5000円③中学生は第3子以降も含め一律1万円

は、要相談)

②3歳の誕生日まで1万5000円扶養されている18歳以下の子供のみを数えた場合に第3子にあたる場合は1万5000円③中学生は第3子以降も含め一律1万円

は